年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

愛媛国民年金 事案 561

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から同年12月までの期間及び8年3月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から同年12月まで

② 平成8年3月から11年3月まで

A農業協同組合B出張所の私名義の口座から、私と妻の国民年金保険料を引き落とされていたにもかかわらず、申立期間①及び②に係る保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「妻が、A農業協同組合B出張所の私名義の口座から、私と妻の国民年金保険料を引き落とされていた。」と主張しているところ、同組合から提出された「預金口座振替依頼書」によると、申立人の妻及び長女の国民年金保険料の振替の口座として、申立人名義の口座が昭和61年4月22日付け及び平成5年3月30日付けでそれぞれ指定されていることが確認できるものの、申立人の保険料の振替の口座として申立人名義の当該口座が指定された事実は見当たらない。

また、A農業協同組合から提出された取引履歴明細書により、申立期間①及び②のうち、平成7年11月から9年9月までは、同年4月を除き、申立人名義の口座から2口分の国民年金保険料の振替が行われ、9年10月から11年3月までは、10年4月及び11年3月を除き、1口分の保険料の振替が行われていることが確認でき、当該振替の記録は、申立人の妻及び長女の保険料の納付記録と一致する。

さらに、申立人の妻は、昭和56年ころにA農業協同組合の申立人名義の口座から申立人の国民年金保険料を振り替える手続について、自身の手続と併せて行ったと述べているところ、申立人の保険料が申立人名義の口座から振

り替えられた形跡はうかがわれない上、申立人と申立人の妻の保険料の納付 記録は一致せず、ほかに申立人の保険料が申立人の口座から振替が行われた ことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年7月から58年3月までの期間及び61年8月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月から58年3月まで

② 昭和61年8月から62年3月まで

申立期間①は、実家において父親が、私の将来のことを考え、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②は、当時失業中であったが、その後、62年4月以降に一括して納付した記憶がある。申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間 に係る保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は、国民年金の加入 手続、保険料の納付時期、納付方法等についての記憶が曖昧であり、国民 年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 形跡は見受けられず、当該期間は、国民年金の未加入期間であることから、 申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料を納 付できない期間であったと考えられる。

このほかに、申立人の父親が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続、 保険料の納付金額についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保 険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、「昭和62年4月以降に一括して申立期間②に係る国民

年金保険料を納付した。」と主張しているところ、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年4月ごろに払い出され、61 年8月にさかのぼって、国民年金の被保険者資格を取得したと推認され、当該手続を行った時点で、62 年4月の保険料を現年度納付し、その後、63 年6月から平成元年7月までに、昭和 62 年5月から 63 年3月までの保険料を過年度納付し、63 年4月以降の保険料については過年度保険料と併せて現年度納付(ただし、平成元年2月及び同年3月の保険料は、同年5月及び同年7月に過年度納付している。)されていることが確認でき、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を一括納付していたことうかがわせる事情も見当たらず、申立人が保険料の納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

- 3 申立人及び申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していた ことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の 保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 563

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年6月までの期間、同年10月から59年3月までの期間及び同年10月から60年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで

② 昭和58年10月から59年3月まで

③ 昭和59年10月から60年7月まで

母親が、国民年金の加入手続を行い、母親の国民年金保険料と一緒に集 金人に納付してくれた。

領収証等は紛失して残っていないが、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、母親から聴取しても、国民年金の加入手続、保険料の納付時期等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年1月に払い出され、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者台帳によると、同年8月19日に、申立期間①に係る国民年金保険料を納付したものの、当該期間は既に時効が完成していたため、当該時点で時効が完成していない 58 年 7 月から同年9月までの保険料に充当されていることが確認できる。

さらに、申立期間②及び③については、上記被保険者台帳及びオンライン

記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和60年1月に、申立期間①の直前の57年10月から同年12月までの国民年金保険料が過年度納付され、60年4月30日に申立期間①直前の58年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されるとともに、申立期間②及び③の間の期間である59年4月から同年9月までの保険料を現年度納付されていることが確認でき、当該現年度納付された保険料は過年度保険料とならない60年4月に上記保険料と併せて納付されたものと推認でき、その後、前述した同年8月に申立期間①直後の58年7月から同年9月までの保険料が過年度納付されていることが確認でき、3回の過年度納付及び1回の現年度納付以外に申立人の母親が申立人の保険料を納付した形跡は見受けられない上、申立人の母親は、「申立人の結婚(昭和60年3月)後、申立人の保険料を納付していない。」と述べていることを考え併せると、申立人の母親が申立人の保険料の納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

このほかに申立人の母親が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 697

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年春ころから35年夏ころまで

A事業所に住込みで勤務していた。福利厚生面はしっかりとしていた会社だったと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、申立人と一緒に住込みで勤務していたとする同僚の証言から、時期は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人がA事業所が所在していた地域として挙げたB地区及びC地区に所在する厚生年金保険の適用事業所の中にA事業所は見当たらない上、申立人は、「勤務していたのは、事業主の家族以外は3人であった。」と述べていることから、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所には該当しなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人が一緒に勤務したとして氏名を挙げた同僚は、「申立期間当時、A事業所は個人事業所で、昭和40年ころに法人になった。」と証言しており、B地区に所在するD社は、昭和41年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できるところ、事業主は既に死亡しており、申立期間当時の状況について確認することができない上、上記の同僚から聴取しても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。